（例規２５）

陸幕人教第１９５号
令和３年３月２５日

改正　令和５年３月 24 日陸幕人教第 409 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長　殿

陸上幕僚長
（公印省略）

外国軍人及び軍属に贈与する感謝状の副賞について（通達）

標記について、表彰等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第４９号）第２５条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

別　紙

外国軍人及び軍属に贈与する感謝状の副賞

1　副賞の名称

外国軍人及び軍属に贈与する感謝状の副賞の名称は、「防衛協力章」とする。

2　防衛協力章の種類

防衛協力章の種類は、第１号防衛協力章、第２号防衛協力章及び第３号防衛協力章とする。

3　防衛協力章の贈与権者

防衛協力章の贈与権者は、次のとおりとする。

種　類	贈与権者
第１号防衛協力章	陸上幕僚長
第２号防衛協力章	陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長、警務隊長、中央情報隊長、中央業務支援隊長、中央会計隊長、自衛隊情報保全隊司令、学校長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長、自衛隊中央病院長、補給処長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院長（自衛隊富士病院長及び自衛隊那覇病院長を除く。）、将補である自衛隊地方協力本部長及び将又は将補である駐屯地司令
第３号防衛協力章	第２号防衛協力章の贈与権者のほか、連隊等以上の部隊の長、会計監査隊長、中央輸送隊長、中央音楽隊長、中央管制気象隊長、分校長、自衛隊富士病院長、自衛隊那覇病院長、１佐である自衛隊地方協力本部長及び１佐又は２佐である駐屯地司令

4　防衛協力章の形式及び制式

防衛協力章の形式及び制式は、付紙のとおりとする。

５　防衛協力章の管理

防衛協力章は、終身これを保有することができる。なお、その遺族は、これを保存することができる。

６　留意事項

(1)　贈与権者は、表彰等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第４９号。以下「表彰等に関する訓令」という。）第２５条第１項の制限を超えて、副賞を贈与する特別の必要があると認める場合には、順序を経て陸上幕僚長に申請（陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課服務室気付）するものとする。

(2)　防衛協力章以外を贈与する必要がある場合については、表彰等に関する訓令第２５条の規定によるものとする。

付　紙

防衛協力章の形式及び制式

1　第１号防衛協力章

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

正　章	略　章
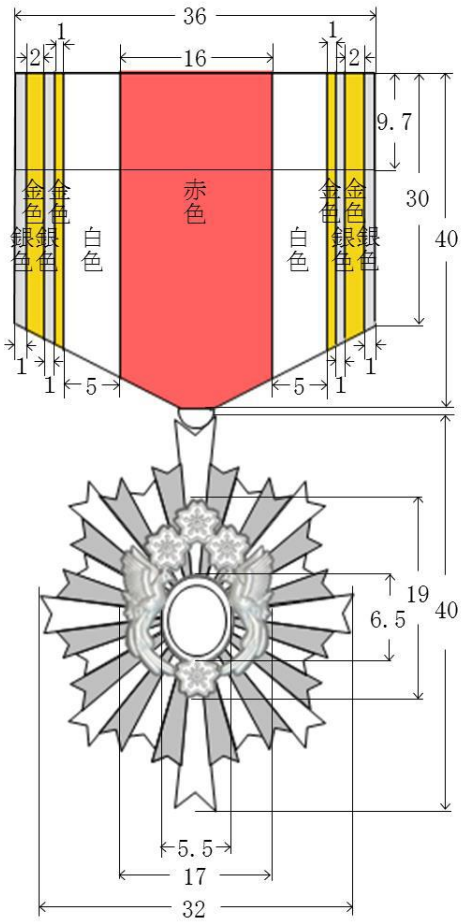	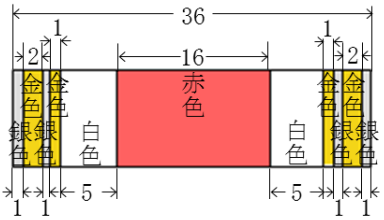

区　分		色
地　金		丹　銅
表面	中央の部	緑　色
	桜及び雉の部	ラッカーピンク１色、エポ盛り加工 及び金色
	旭光の部	白銀色及び銀色
裏　面		銀　色

２　第２号防衛協力章

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

正　章	略　章
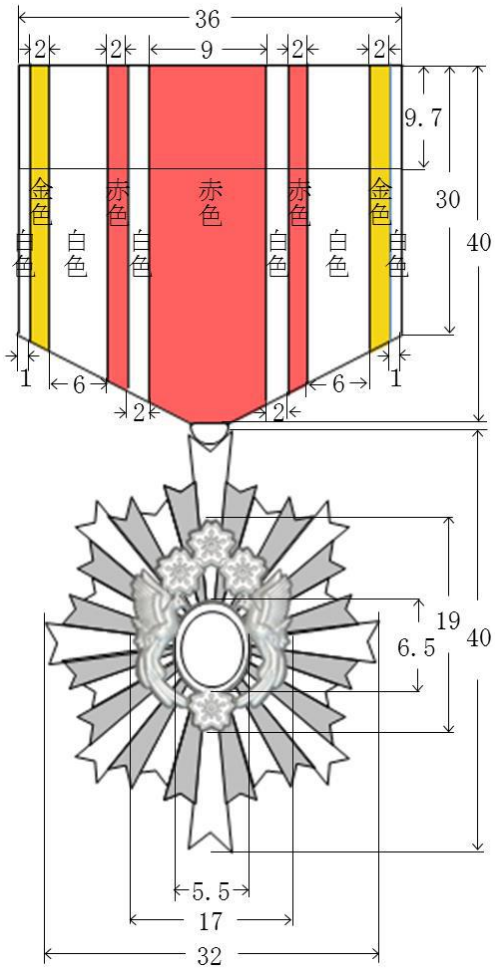	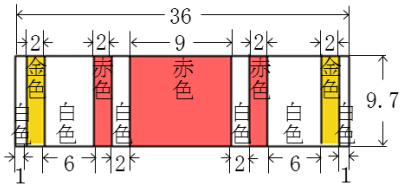

区　分		色
地　金		丹　銅
表面	中央の部	緑　色
	桜及び雉の部	ラッカーピンク１色、エポ盛り加工 及び金色
	旭光の部	白銀色及び銀色
裏　面		銀　色

３　第３号防衛協力章

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
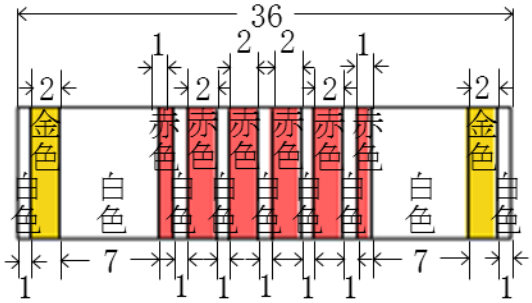
略　章